

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の 提出を求める公示

平成19年11月 5日

近畿地方整備局

豊岡河川国道事務所長 中村 文彦

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、支川の内水排除において、本川水位が計画高水位を上回るような時、地元の重責を担った操作員が操作ルールに則り、内水排水ポンプ設備を停止しなければならないが、人的に、或いは設備の不良で内水排水ポンプ設備の運転が続行される事がある場合には、流域内のどこかの地区を破堤の危機にさらしてしまうことから、一定のルールに従って排水ポンプ設備を、自動運転・停止できる内水排水ポンプ施設の検討を行うものである。

本業務を実施するにあたっては、内水排除という社会的責任を伴う排水ポンプ設備の自動化技術に関する高度な技術と経験を必要とすると共に、内水排除施設の建設技術及び管理技術並びに技術基準等に関する高度な知識が必要である。

これらの要件を有している（社）河川ポンプ施設技術協会（以下、「特定公益法人等」という）を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1)業務名 排水ポンプ設備の運用ルール及びシステムに関する検討業務

(2)業務内容

1) 出水事例と課題の整理

①円山川における過去の出水事例と、内水排水ポンプ設備の運転操作状況を整理

②本川水位が計画高水位を上回る様な時の内水排水ポンプの運転・停止に関わる課題及び問題点等を整理

2) 本川水位が計画高水位を上回る時のポンプ運転・停止に関する検討

事前の緊急停止、再開後の再停止等あらゆるケースの設定とアルゴリズムを整理し、現行技術基準等の整合を図りながら以下の運転・停止方式について検討を行う。

①本川水位が計画高水位で、排水量がゼロとなるポンプ設備の運転・停止方式の提案

3) 円山川における各方式の適応性検討

円山川の内水排水ポンプ設備における適応性について検討を行う。

(3)履行期限 平成20年3月10日

3. 業務目的

支川の内水排除において、本川水位が計画高水位を上回るような時、操作員が操作ルールに則り、内水排水ポンプ設備を停止しなければならないが、人的に、或いは設備の不良で内水排水ポンプ設備の運転が継続される事がある場合には、流域内のどこかの地区を破堤の危機にさらしてしまうことから、一定のルールに従って排水ポンプ設備を、自動運転・停止できる内水排水ポンプ施設の検討を行うものである

4. 応募要件

(1) 参加意思確認書の提出者に対する要件は次のとおりとする。

1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成 19・20 年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- ③ 近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

2) 技術力に関する要件

内水排除という社会的責任を伴う排水ポンプ設備の自動化技術に関する高度な技術と経験を必要とすると共に、内水排除施設の建設技術及び管理技術並びに技術基準等に関する高度な知識が必要である。

3) 業務執行体制に関する要件

- ① 本業務を執行するために必要な（2）で規定する「資格要件」「業務実績」を有する技術者が適正に配置可能なこと

4) 業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、どちらか 1 件以上の受注実績を有している者。

同種業務 : 「平成 14 年度以降に元請けで受注し完了した河川に設置される排水ポンプ設備の自動化に関する検討業務」

類似業務 : 「平成 14 年度以降に元請けで受注し完了した河川に設置される排水ポンプ設備の維持管理手法の検討業務」

(2) 配置予定管理技術者に対する資格要件及び業務実績は以下のとおりとする。

① 配置予定管理技術者

・ 資格要件

次のいずれかの【資格要件】を満たすものを管理技術者として配置できること。

ア) 技術士（建設部門）の資格を取得後 5 年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を 5 年以上継続している者。ただし、平成 14 年度以降の合格者の場合には、13 年以上の実務経験を有する者。

イ) R C C M（河川、砂防及び海岸・海洋）の資格を取得後 5 年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を 5 年以上継続している者。

ウ) 国土交通省又は地方公共団体において指導・管理の職にあったもので、技術士（建設部門）の資格、又は R C C M（河川、砂防及び海岸・海洋）の資格を取得している者。

エ) 上記のア)、イ)、ウ) と同等の者。同等とは、建設に係る高度な企画及び立案業務をマネジメントした実務経験※ を有すること。

※例えば、実務経験として地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領に定める総括調査員若しくは主任調査員の経験を 3 年以上有する。

2) 業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、どちらか1件以上の受注実績を有している者。

同種業務 : 「平成14年度以降に元請けで受注し完了した河川に設置される排水ポンプ設備の自動化に関する検討業務」

類似業務 : 「平成14年度以降に元請けで受注し完了した河川に設置される排水ポンプ設備の維持管理手法の検討業務」

5. 手続等

(1) 担当部局

〒668-0025

兵庫県豊岡市幸町10-3

近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所 経理課 契約係

TEL 0796-22-3126 (代) FAX : 0796-22-7756

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間

平成19年11月5日から平成19年11月16日まで

(土、日曜日および祭日は除く。交付時間は9時00分から16時00分まで)

② 交付場所

(1)に同じ。

③ 交付方法

手渡しとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

① 提出期限

平成19年11月19日(月)16時00分

② 提出場所

(1)に同じ。

③ 提出方法

持参によるものとする。郵送、電送及びその他の方法によるものは認めない。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限 :

平成19年12月6日(木) 16時00分

(4) 近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であって、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。